

## 横須賀市スポーツ推進計画(2018年度～2025年度)の概要

### 1 横須賀市スポーツ推進計画を策定します

平成24年(2012年)3月に策定された国のスポーツ基本計画が平成29年(2017年)3月に「第2期計画」として策定されたことを受けて、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、本市のスポーツ推進計画を策定し、スポーツ推進施策に関して、国、県及び関係スポーツ団体と連携を図りながら、総合的、計画的かつ行政組織の横断的な連携を図っていきます。

### 2 策定のポイント

#### ○ 策定する計画の期間は「8年間」

スポーツ推進計画は、計画期間を平成30年度(2018年度)から平成37年度(2025年度)の8年間とし、横須賀市基本計画及び「(仮称)横須賀再興プラン(実施計画平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度))」と横須賀市教育振興基本計画(平成23年度(2011年度)から平成33年度(2021年度))の次期計画策定に合わせて4年後の平成34年(2022年)に見直すこととします。

#### ○ 全庁横断的な計画を策定します

平成29年度(2017年度)の本市機構改革によりスポーツに関する事務(学校における体育に関するものを除く)を市長部局に移管したことにより、生涯現役社会の実現や健康増進、本市の地域資源(海など)を生かした観光なども含んだ全庁横断的なスポーツ推進計画として策定することとしました。

#### ○ 計画の概要

全ての部局間を横断的に各部局で所管するスポーツ関連の施策、事業を網羅し、かつスポーツイベントにとらわれずに連携して推進していきます。また、競技力向上に限って考える競技スポーツのみならず、障害の有無や、年齢に関わらず、スポーツに触れ合い、参加したり、観戦したり、応援したりすることや、初心者から上級者まで健康増進のために行われるレクリエーション活動も含めた生涯スポーツを推進していきます。

そして、地域の活力を生み出し、地域経済の発展にもつなげるスポーツの影響力にも着目し、大規模な大会等の誘致などによるスポーツツーリズムにも取り組んでいきます。

### 3 目 標

- (1) スポーツによる地域の活性化を図ります。
  - ア スポーツ大会に参加する人、応援する人、観戦する人など、本市への来訪者を増やすため、大規模なスポーツ大会やスポーツ施設等の誘致を推進します。
  - イ 大規模スポーツ大会の開催等が、地域の活性化に結びつくような仕組みやその効果を検証する方法を検討し、実施します。
  - ウ 新たなスポーツ需要を掘り起こして、場や機会を提供し、スポーツをするために本市を訪れる人を増やします。
  
- (2) 誰もが気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる機会の充実を図ります。
  - ア 市民がそれぞれの興味・関心などに応じて、日常的にスポーツ、レクリエーションに親しみ、又はスポーツ、レクリエーションを支える活動に参画することのできる機会の確保に努めます。
  - イ 障害の有無などにかかわらず、スポーツ、レクリエーションを楽しむ機会の確保に努めます。
  
- (3) 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好家の裾野を拡大します。
  - ア スポーツに対する市民の関心と理解を深め、スポーツへの市民の参加・支援を促進するよう努めます。
  - イ 本市をホームタウンとする横浜DeNAベイスターズ、横浜F・マリノスなどトップレベルのプロスポーツチームとの連携強化を図り、スポーツへの関心を高めます。
  - ウ 60歳以上の人を中心にあらゆる世代が楽しみ、交流を深めることができる健康・スポーツ・文化の祭典である第34回（2021年度）全国健康福祉祭（ねんりんピック）の神奈川県開催に向けて県や県内各市町村と協力し、大会の成功に向けて取り組みを進めます。
  
- (4) 国際競技大会等で活躍する横須賀育ちの代表選手の輩出を目指します。
  - ア 国際競技大会や全国大会に出場する代表選手に対し、奨励金の交付や壮行会の実施を通して、選手の負担軽減や代表選手の意識の高揚を図ります。
  - イ 国際競技大会や全国大会に出場する選手や長年スポーツ振興に功績のあった方に対し、その功績をたたえるスポーツ関連の表彰を実施します。
  - ウ 市民がオリンピック・パラリンピックへの理解を深め、多くの人が東

京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を観戦することで、大会を身近に感じ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の機運を盛り上げるよう取り組みます。

- (5) スポーツの場を提供するため、スポーツ施設の整備と円滑な管理運営、学校体育施設等の開放を推進します。
  - ア 体育会館、運動公園等体育施設の利用促進と円滑な運営管理を図ります。
  - イ 安全で快適な体育施設とするため、計画的な営繕・改修を進めるとともに、必要な体育施設を整備します。
  - ウ 民間の体育施設を保有する企業等と連携し、スポーツの場を提供します。
  - エ 学校体育施設の開放の在り方を検討し、施設の有効活用を促進します。
  
- (6) 関係団体、企業と連携したスポーツ施策を推進します。
  - ア スポーツを指導するだけでなく、スポーツの素晴らしさを伝えるなどのコーディネーターの役割を担うスポーツ指導者の育成を図ります。
  - イ スポーツ推進委員と連携し、地域におけるスポーツの推進役を担ってもらうなど、地域スポーツの推進を図ります。
  - ウ 体育協会、レクリエーション協会、スポーツ指導者協議会、学区体育振興会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団などと協力してスポーツの振興を図ります。
  - エ 企業等と連携してスポーツに親しむ機会を創出します。
  
- (7) 子どもの健やかな体を育成します。
  - ア 体力・運動能力、運動習慣等の実態把握と調査結果の活用を図ります。
  - イ 学校における体育・健康に関する指導の充実を図ります。
  - ウ 学校における食育の充実を図ります。
  - エ 望ましい生活習慣の確立に向けた支援を図ります。
  - オ 運動やスポーツに親しむ機会の充実を図ります。